

放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブの 長時間開所加算の制度設計（意見表示）

こども家庭庁
(内閣府本府、厚生労働本省)

6億5657万円(背景金額)

制度の 概要

- ✓ 放課後児童健全育成事業（**健全育成事業**）は、小学校に就学し、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に、放課後等に安心して生活できる居場所を確保することなどを目的とする事業（注1）。国から市町村に交付される子ども・子育て支援交付金の交付対象（注1）令和5年4月に内閣府及び厚生労働省からこども家庭庁に事務が移管
- ✓ 放課後児童クラブ（注2）の開所時間（注3）と、開所時間の前後に必要な準備時間との関係は、市町村等に対して具体的に示されていない（注2）一又は複数の支援単位で構成し事業を運営するもの（注3）児童を受入可能な時間、児童のニーズがある時間
- ✓ 交付金の基準額に含まれる**長時間開所加算**は、「**小1の壁**」を解消するために、**18時以降も放課後児童クラブの開所を促すこと**などを目的として設定。
平日分は、開所時間が1日6時間を超え、かつ、**18時を超えて開所**する場合に加算を計上できる

検査の 結果

- ✓ 86市区町に令和3、4両年度に交付された交付金相当額182億円（延べ10,949支援単位）を対象に検査したところ、85市区町の**延べ9,184支援単位**（83.8%）が、平日に**18時を超えて開所**している状況
- ✓ ①80市区町の**延べ5,434支援単位**（交付金相当額計**6億5657万円**）で、平日分の長時間開所加算を計上。
うち延べ5,299支援単位は、授業終了時刻（注4）より前の時刻を開所時刻としていて、開所時間に授業中で児童が放課後児童クラブを利用しない準備時間を含めて設定。**授業終了時刻から閉所時刻まで**を児童が利用する時間と**仮定**すると、**延べ5,109支援単位**（96.4%）は加算の要件を満たさない状況
（注4）下校時刻が最も早いと考えられる第1学年の支援単位ごとの平均的な授業の終了時刻
- ②42市の**延べ3,750支援単位**は、開所時間が1日6時間を超えていないことなどから、**18時を超えて開所**していても**加算を計上せず**
⇒開所時間に準備時間を含めていたことで、加算の要件を満たすことになった支援単位がある一方、準備時間を含めていなかったことで、加算の要件を満たさない支援単位がある状況
- ✓ 授業終了時刻から閉所時刻までを児童が利用する時間と仮定するなどして開所時間を算定すると、上記延べ9,184支援単位のうち延べ8,855支援単位（96.4%）は**18時を超えて開所**していても開所時間が1日6時間を超えず、**加算の対象とならない**状況

表示する 意見

- ✓ こども家庭庁は、本院の指摘を受けて、6年12月に、事務連絡を発出し、健全育成事業の実施に当たり必要となる開所時間、準備時間等についての基本的な考え方を明確にし、その内容を都道府県及び市町村に周知
⇒上記に加え、同庁において、健全育成事業の実施に当たり、長時間開所加算の実態を把握するなどした上で、制度の在り方を検討し、目的に沿った**合理的な制度設計**とすること

放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブの長時間開所加算の制度設計（意見表示）

こども家庭庁
(内閣府本府、厚生労働本省)

6億5657万円(背景金額)

制度の概要

- 放課後児童健全育成事業（健全育成事業）は、小学校に就学し、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に、放課後等に安心して生活できる居場所を確保することなどを目的とする事業。国から市町村に交付される子ども・子育て支援交付金の交付対象

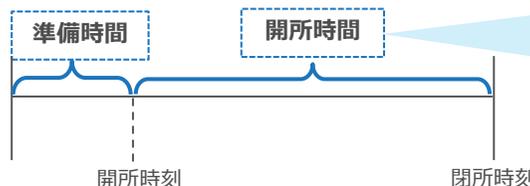
(注)令和5年4月に、内閣府及び厚生労働省からこども家庭庁に事務が移管

- 事業の規模は、支援の提供が同時に1人又は複数の児童に対して一体的に行われるものを一の支援単位（一又は複数の支援単位で構成して事業を運営しているもの：**放課後児童クラブ**）



<長時間開所加算の概要>

- 交付金の基準額に含まれる**長時間開所加算**は、「**小1の壁**」を解消するために、**18時以降も放課後児童クラブの開所を促すこと**などを目的として設定
- 平日分は、開所時間が1日6時間を超え、かつ、**18時を超えて開所する場合**に加算が計上できる



・市町村からの多くの問合せなどを踏まえ、児童を受け入れることができる時間であること、児童のニーズがある時間であることを周知
・しかし、開所時間の前後に必要な時間（準備時間）との関係は具体的に示されていない

検査の結果

86市区町に令和3、4両年度に交付された交付金相当額182億円（延べ10,949支援単位）を対象に検査したところ・・・

85市区町の延べ**9,184支援単位**は、平日に18時を超えて放課後児童クラブを開所

80市区町の延べ 5,434支援単位	平日分の長時間開所加算を計上 (交付金相当額計 6億5657万円)
延べ5,299支援単位	授業終了時刻より前の時刻を開所時刻としていて、開所時間に児童が利用しない準備時間を含めて算定
延べ5,109支援単位	授業終了時刻から閉所時刻までを児童が放課後児童クラブを利用する時間と 仮定 すると、開所時間が1日6時間を超えないため、加算の 要件を満たさない状況
42市の延べ 3,750支援単位	開所時間が1日6時間を超えていないことなどから、18時を超えて開所していても平日分の加算を計上せず



開所時間に準備時間を含めていたことで要件を満たすことになった支援単位がある一方、準備時間を含めていなかったことで、要件を満たさない支援単位がある状況

加算は18時以降も開所を促すことなどを目的として設定されているが、18時を超えて開所していても要件を満たさない支援単位がある状況



授業終了時刻から閉所時刻までを児童が利用する時間と仮定するなどすると

延べ9,184支援単位のうち延べ**8,855支援単位 (96.4%)**は**18時を超えて開所**していても**加算の対象とならない**

表示する意見

こども家庭庁は、本院の指摘を受けて、6年12月に、事務連絡を發出し、健全育成事業の実施に当たり必要となる開所時間、準備時間等についての基本的な考え方を明確にし、その内容を都道府県及び市町村に周知

⇒上記に加え、同庁において、健全育成事業の実施に当たり、長時間開所加算の実態を把握するなどした上で、制度の在り方を検討し、目的に沿った**合理的な制度設計**とすること